

徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき、本市の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、学識経験者、市民等から広く意見を取り入れるため、徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) その他市民会議の目的を達成するために必要な事項

(組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員16人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募市民等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から市民会議の目的が達成された日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 市民会議の協議事項について、専門的見地から意見を聴くため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、企画政策部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議 委員名簿

(令和3年7月)

(敬称略、五十音順)

NO	氏 名	(ふりがな)	所 属	役 職
1	東 孝行	あずま たかゆき	徳島バス株式会社 企画管理部	副部長
2	井上 義彦	いのうえ よしひこ	徳島県 県土整備部 都市計画課	課長
3	岡山 千賀子	おかやま ちかこ	徳島文理大学 人間生活学部 児童学科	准教授
4	小川 宏樹	おがわ ひろき	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授
5	奥嶋 政嗣	おくしま まさし	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授
6	柏原 他加子	かしはら たかこ	徳島商工会議所 女性会	副会長
7	黒田 忠良	くろだ ただよし	一般社団法人 ツーリズム徳島	代表理事
8	高源 真由美	こうげん まゆみ	公益社団法人 徳島県建築士会	副会長
9	佐々木 志保	ささき しほ	公益財団法人 徳島経済研究所	研究員
10	島田 和男	しまだ かずお	徳島市コミュニティ連絡協議会	会長
11	鈴江 恭子	すずえ きょうこ	公募委員	
12	瀬戸 恵深	せと めぐみ	公募委員	
13	滝本 千春	たきもと ちはる	徳島市農業協同組合 川内支所	支所長
14	辻岡 卓	つじおか すぐる	四国大学 経営情報学部 メディア情報学科	准教授
15	板東 恵子	ばんどう けいこ	社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長
16	松崎 美穂子	まつざき みほこ	NPO 法人 子育て支援ネットワークとくしま	代表理事